

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和元年7~9月分)

相談の受付件数

- 令和元年7~9月の受付件数は135件。
- ブロック別の内訳は北海道8件、東北2件、関東54件、近畿49件、中国8件、九州14件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(116件(元請56件、下請47件、専門工事業者3件、不明10件))。他には、発注者(2件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談は、相談件数は令和元(平成31)年度4~7月期の74件から55件と減少したが、全相談件数の約4割を占め、うち法定福利費や標準見積書に係る問合せが20件寄せられた。また、建設業法全般(53件)に関する問合せも多く寄せられた。主な相談内容は具体的には次のとおり。
※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したものの。

<社会保険加入対策に関する情報>

【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 当社の下請に一人親方を使いたいと考えている。社会保険に入っていないと現場入場できないと聞いたので、一人親方はどういう保険に入っていれば良いのか確認したい。(7月・下請建設業者)
- 一人親方の加入対象の社会保険は、その一人親方の労働形態により異なる。
 - ①労働実態が、請負者としての一人親方の場合、医療保険は国民健康保険や建設国保等に、年金保険は国民年金に加入する必要がある。
 - ②労働実態が請負者ではなく、労働者の場合は、雇用保険や、協会けんぽ等の医療保険、年金保険として厚生年金に加入する必要がある。
- (「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート：
<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)

【法定福利費について】

- ・ 見積りで法定福利費を計上するに当たり、高齢により厚生年金の適用除外になっている従業員の分をどのように取り扱えば良いか。(7月・下請建設業者)
- 社会保険の適用除外となっている従業員の分については、計上しないこととなる。
- ・ 元請業者として発注者に提出する見積りについて、記載する法定福利費は自社分のみか、下請業者も含めた請負工事全体分となるのか。(9月・元請建設業者)
- 下請業者も含めた、請負工事全体分の法定福利費となる。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	5 3
	⑭ 元下関係	5
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	1 6
	⑯ 法定福利費関係	2 0
	⑰ その他	1 9
その他	⑱ その他	2 2

※上記①~⑪、⑬、⑮~⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和元年7~9月分)

主な相談内容その2

【その他社会保険加入対策について】

- ・ 作業員名簿に保険記載欄があるが、記載する保険は何か。労災保険を記載すれば良いのか。
(9月・下請建設業者)
- 保険記載欄は加入している健康保険、年金保険、雇用保険を記載するものであり、労災保険は不要である。
- <その他(建設業法全般に関する相談など)>
- ・ 軽微な建設工事とは消費税・材料費を含んで500万円未満の工事の事か。また、材料費にかかる消費税もその中に含まれるのか。(8月・その他)
- 消費税、材料費とも含んで500万円未満の工事が軽微な建設工事である。材料費にかかる消費税も含まれる。(建設業法施行令第1条の2第3項)
- ・ 請負契約書は常に交わしているのだが、発注者から経費削減のために請負契約書の片方をコピーとできないか、との相談があった。どのように対応すべきか。(9月・元請建設業者)
- 建設業法第19条に請負契約書は必要事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。片方がコピーだと建設業法違反に当たると考えられる。(建設業法第19条第1項)
- ・ 施工体制台帳にはどこまでの範囲を記載すれば良いのか。関係する業者全てを記載すると数が多くなってしまう。(9月・元請建設業者)
- 1次、2次、3次、無許可業者も含む全ての下請の建設業者を記載することとなる。また、国交省の発注工事では警備会社についても施工体制台帳への記載を求めている。なお、その他資材業者や運搬業者などは建設業法上は義務ではないが、発注者から記載を求められる時もあるので、適宜発注者と協議の上対応していただきたい。
- ・ 主任技術者の専任について、病気等で一時的に現場を離れることは建設業法違反となるか。
(7月・下請建設業者)
- 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではなく、病気も含め、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について元請の了解を得ていれば差し支えない。
(監理技術者制度運用マニュアル：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)
- ・ 下請業者と契約を結ぶ際、基本契約書を交わした上で都度注文書請書を交わしている。基本契約書を交わしていれば、注文書などに基本契約書を添付しなくてもよいか。また、基本契約書の一部を注文書請書に記載することは差し支えないか。(9月・元請建設業者)
- 注文書請書にも基本契約書の写しを付けておくことが理想的である。また、基本契約書の一部を注文書請書に記載することは差し支えないが、相反する記載があるとトラブルに繋がるので注意する必要がある。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単公 約価 等改 に訂 係事 後の設 計請 情請 報労 務負	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	5 3
	⑭ 元下関係	5
社会 保 険 加 入 対 策	⑮ 適切な保険関係	1 6
	⑯ 法定福利費関係	2 0
	⑰ その他	1 9
そ の 他	⑱ その他	2 2

※上記①~⑪、⑬、⑮~⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

➡ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。